

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-0666

FAX: 03-3982-2913

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

厚生労働省・障害保健福祉関係主管課長会議 開催される

厚生労働省では、年3月14日(水)中央合同庁舎第5号館講堂にて、都道府県、指定都市、中核市の福祉関係部局の担当者等を対象とした「障害保健福祉関係主管課長会議」を開催した。

平成30年度予算(一般会計総額97兆7,128億円)は、3月28日に政府案通り可決、成立したが、主管課長会議では障害福祉施策に関する議論の報告と4月から施行が予定される各種施策の説明が行われた。厚生労働省(企画課、企画課自立支援振興室、社会福祉課、地域生活支援推進室、障害児・発達障害者支援室)及び文部科学省からの説明事項は以下の通りである。

▽厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議 資料URL▽

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryou/

<厚生労働省>

企画課

1. 平成30年度障害保健福祉関係予算について
2. 障害者総合福祉推進事業の拡充について(案)
3. 障害者自立支援給付支払等システム事業(自治体分)の実施について
4. 改正障害者総合支援法の施行について
5. 平成29年度の地方からの提案に関する対応方針について
6. 寡婦控除のみなし適用について
7. 行政コストの削減について
8. 障害保健分野における情報連携について
9. 第5期障害福祉計画の策定について
10. 障害者総合支援法の対象疾病(難病等)の見直しについて
11. 身体障害者手帳制度について
12. 特別児童扶養手当について

13. 心身障害者扶養保険事業について
14. 在宅心身障害児(者)福祉対策費補助金について
15. 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

企画課自立支援振興室

1. 地域生活支援事業等の円滑な実施等について
2. 意思疎通支援について
3. 障害者の社会参加の促進について

障害福祉課/地域生活支援推進室/障害児・発達障害者支援室

1. 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について
2. 改正障害者総合支援法の施行について
3. 障害福祉関係施設等の整備について
4. 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について
5. 障害者の就労支援の推進等について
6. 地域生活拠点等の整備促進について
7. 訪問系サービスについて
8. 障害者優先調達推進法について
9. 強度行動障害を有する者等に対する支援について
10. 相談支援の充実について
11. 障害者の地域生活への移行等について
12. 障害者虐待の未然防止・早期発見等について
13. 障害児支援について
14. 発達障害者支援施策の推進について

<文部科学省>

生涯学習政策局

- ・ 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について

<農林水産省>

農村振興局

- ・ 農福連携について

各課からの説明に先立ち、厚生労働省社会・援護局より、下記事項について説明が行われた。以下、一部抜粋して報告する。

【地域生活支援事業の円滑な実施等について】

(1) 平成30年度予算(案)

地域生活支援事業等は、各自治体が実施主体として、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また今年度より、地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業について、「地域生活支援促進事業」

として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し、質の高い事業実施を図ることとしている。

30年度予算においては、以下の通り事業の見直しを行い、「地域生活支援事業等補助金」として、総額で493億円の予算額を計上している。

(2) 地域生活支援事業における利用者負担

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得(市町村民税非課税)者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業所に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じた利用者負担について検討する。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続きサービス利用に支障が生じないように対応する。

(3) 移動支援事業

<効果的・効率的なサービス提供>

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての移行等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要な者にサービスが適切に提供されるようにする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮する。

(4) 心のバリアフリーを広めるための取組について

<ユニバーサルでサイン2020行動計画>

平成29年2月20日に第1回ユニバーサルでサイン2020関係閣僚会議が開催され、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(以下「行動計画」という)が決定された。

行動計画に示された心のバリアフリーを広げるための地域における取組や障害のある人による取組については、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業、また地域支援促進事業の「心のバリアフリー」推進事業の活用が期待されていることから、積極的に取り組みたい。

【障害者の社会参加の促進について】

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行なっているところであり、このうち、芸術文化活動に関しては次の通り促進することとしている。

(1) 芸術文化活動の振興

ア 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については平成27年度から国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としている。また、平成29年度に引き続き平成30年度についても国民文化祭との一体開催が予定されている。

イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

平成29年度からスタートした「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、平成26年度から28年度まで実施した「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進することとしている。

平成30年度からは、本事業のうち「都道府県レベルにおける活動支援」について、実施主体をこれまでの民間団体から都道府県へ変更することとしている。

ウ 2020年東京オリパラに向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について、広く関係者による意見交換を行うため、厚生労働省と文化庁の共催で「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を開催している。

エ 芸術文化活動及びレクリエーション活動の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じて、障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者が運動に親しむ機会の提供等に関する支援については、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としている。

障害者の芸術文化活動に関する予算(平成30年度予算)

1. 障害者芸術文化活動普及支援事業 平成30年度予算212,500千円

<事業内容>

「障害者の芸術活動支援モデル事業」（平成26年～28年実施）で培ったノウハウを全国展開することにより、障害者の文化芸術活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図る。

平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。

- (1) 都道府県レベルにおける活動支援（都道府県内の相談支援、人材育成）
- (2) ブロックレベルにおける広域支援（実施都道府県・未実施都道府県の支援、ブロック研修等）
- (3) 全国レベルにおける支援（全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等）

2. 障害者芸術・文化祭の開催 平成30年度予算70,500千円

<事業内容>

(1) 障害者芸術・文化祭開催事業

文芸、美術、音楽、演劇等の分野で構成する全国障害者芸術・文化祭の開催に要する経費に対する補助を行う。

※平成30年10月6日～11月25日 大分県で開催予定

(2) 開催県におけるコーディネーターの配置

開催県が主体となって、各地域で開催する障害者の芸術・文化祭と連携・連動した大会とするため、開催県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となっ

て障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図る。

3. 障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

平成30年度予算 地域生活支援促進事業 42億円の内数

<事業内容>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における文化プログラムに向けて、障害者芸術の全国における裾野の拡大や一般国民も交えた参加機会の拡充を図るため、平成30年度大分県で開催する全国障害者芸術・文化祭と連動して、地方都市においてサテライト型の芸術・文化祭を実施する。

新年度予算が成立 一般会計97兆円で過去最大

一般会計総額が97兆7,128億円と過去最大となる平成30年度予算案は、3月28日夜の衆院本会議で、自民、公明両党の賛成多数で可決された。参院送付後30日での自然成立を定めた憲法の衆院優越規定により、3月末までの年度内成立が確定した。

成立した新年度（平成30年度）の予算は、一般会計の総額が97兆7,128億円と過去最大を更新。高齢化に伴って社会保障費が膨らむため、国の財政は歳入全体の3分の1以上を借金に依存する厳しい状況が続く。

主な歳出項目で見ると「社会保障費」は、高齢化に伴って膨らみ過去最大の32兆9,732億円となった。

医療機関に支払われる「診療報酬」のうち、薬の価格に当たる「薬価」の部分は引き下げたが、医師の人件費などに当たる「本体」部分は引き上げることなどで社会保障費全体では今年度（平成29年度）より4,997億円増える。

平成30年度障害保健福祉部予算

◇予算額

(29年度予算額) (30年度要求額) (対前年度 ▲増減、延率)
1兆7,486億円 → 1兆8,666億円 (+1,180億円、+6.7%)

◇障害福祉サービス関係費(自立支援給付費+障害児措置費・給付費+地域生活支援事業費等)

(29年度予算額) (30年度要求額) (対前年度 ▲増減、延率)
1兆2,656億円 → 1兆3,689億円 (+1,034億円、+8.2%)

▽厚生労働省 平成30年度各部局の予算概要URL▽

<http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/18syokanyosan/gaiyou.html>

A型7割が基準違反 障害者就労改善へ ～厚労省

厚生労働省は3月14日、雇用契約を結んで障害者の就労支援を行なう「就労継続支援A型事業所」の約7割が、障害者による清掃作業やパンの製造といった生産活動収支だけでは最低賃金を支払えず、サービス事業所の指定基準に違反していることを発表した。職員の人件費などに充てる障害報酬（自立支援給付）から捻出して賃金を払うケースが多い。厚労省は事業所への指導を強化するよう自治体に呼び掛けている。

厚労省が平成28年度の経営状況を平成29年12月までに把握した事業所3036カ所のうち、71%の2157カ所で賃金が生産活動収支を上回る。こうした事業所に厚労省は経営改善計画の提出を求めていたが、提出が済んでいるのは1769カ所だけだ。

計画提出を求められた2157カ所の内訳は、営利法人が1325カ所（61.4%）で最も多い。特に設立5年未満の事業所が目立つ。社会福祉法人は249カ所（11.5%）だった。

厚労省は同日、都道府県などの担当課長を集めた会議で「A型事業所が健全な運営となるよう指定権者として指導と支援という観点で取り組んでほしい」（障害保健福祉部長宮崎氏）と要請した。

＜経営改善計画書の提出が必要な事業所の内訳＞

A型事業所をめぐるのは、十分な生産活動を確保せず障害者の働く時間を抑え、障害報酬で賃金を補てんする不適切な事例がかねて問題視されていた。そこで厚労省は29年4月に指定基準を改正し、生産活動の収支の範囲で賃金を支払うことを規定した。

しかし、最低賃金を支払えるだけの生産活動を確保するのは容易ではなく、事業所の閉鎖、障害者の大量解雇という事態に陥る事例も相次いでいる。

		5年以上	5年未満	合計
法人 種 別	社会福祉法人	160	89	249
		7.4%	4.1%	11.5%
	営利法人	252	1073	1325
		11.7%	49.7%	61.4%
	NPO法人	134	192	326
		6.2%	8.9%	15.1%
その他	33	224	257	
	1.5%	10.4%	11.9%	
計	579	1578	2157	
	26.8%	73.2%	100.0%	

A型事業所230カ所が加盟する就労継続支援A型事業所全国協議会（全Aネット）は3月18日、岡山県内で「せとうちサミット」を開催。久保寺一男理事長は「A型事業の関係者の間には萎縮した空気が感じられる。課題は多いが修正していけばいい」と呼び掛けた。30年度は好事例を収集し、優良事業所の認定制度を構築するという。

厚労省によると29年4月時点でA型事業所は3630カ所あり、約半数が営利法人。利用者数は6万6894人で精神障害者が約半数を占め最も多い。28年度の平均月額賃金は7万720円。事業所数は24年度の2.3倍に増えた。

「子を思う親の心を積み重ねて」 ～ラジオ小説スタート

2月24日に出版された、和歌山県障害児者父母の会連合会 会長岩橋秀樹氏のご尊父 故岩橋正純氏(社会福祉法人つわぶき会 初代理事長)の一代記「子を思う親の心を積み重ねて」が、wbs和歌山放送で連続ラジオ小説として4月2日(月) から放送されます。

*放送時間：月曜日～金曜日の午後4時19分～午後4時29分

優先席に「ヘルプマーク」掲示へ ～見えない障害へ配慮を

北海道と札幌市は、外見では分かりづらい障害や病気を抱えていることを示すストラップ「ヘルプマーク」を周知するため、4月から鉄道やバスの優先席付近でステッカーの掲示を始める。ヘルプマークを身に付けた人が、優先席を利用しやすくするのが狙い。

ステッカーは、赤地に白い十字とハート形を描いたヘルプマークに、「援助が必要な方のマークです。席をおゆすりください」との説明文を添えた。JR北海道や北海道中央バス、夕張鉄道などが協力し、優先席付近に張る。

札幌市は、市内の鉄道と路線バス全6事業者が協力する。市は「民間と一丸となって取り組む普及活動は全国でも先進的」（障がい福祉課）という。すでに市営地下鉄や路面電車の車内に掲示している。

ヘルプマークは、人工関節を使う人や内部障害、難病、妊娠初期の人などが、援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるもので、バッグなどに付ける。北海道や札幌市は昨年10月から今年1月末までに、全市町村の窓口や札幌市営地下鉄駅などで約1万個を配った。

65歳問題で初判決 ～障害者総合支援法

65歳になったことを機に障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の重度訪問介護の支給を打ち切られたとして、障害者が岡山市の決定の取り消しを求めた訴訟で、岡山地裁は3月14日、原告の訴えを認める判決を出した。市に決定の取り消しと慰謝料など107万5,000円の支払いを命じた。

原告で脳性まひの浅田達雄さん(70歳)は、65歳になると介護保険サービスの適用を優先させる現行の「介護保険優先原則」が憲法違反だと主張したが、判決はその当否には踏み込まなかった。

弁護士によると、無償で障害福祉サービスを利用していた人が介護保険優先原則を適用され、自己負担が発生する「65歳問題」をめぐる判決は初めて。

判決は「原告が介護保険の適用に伴って月額1万5,000円を負担するのは難しい。市は自立支援法の給付を決定した上で、原告の納得が得られるよう介護保険の申請を勧めたりすべきだった」として、不支給とした市の決定を違法と結論づけた。

平成25年9月19日付の訴状などによると、一人暮らしの浅田さんは月249時間の重度訪問介護を無償で利用していたが、65歳の誕生日を迎えた平成25年2月、それまでの支給を打ち切られた。

ボランティアなどの協力を得て生活維持を凶った浅田さんは、やむなく同4月から介護保険サービスを利用し、月額1万5,000円を負担。市の上乗せ支給の要件である要介護5と認定されたことなどから、同7月、市は自立支援法に基づく月153時間の給付を認めた。

判決に対して市は同日、大森雅夫市長名のコメントとして「市の主張が認められなかった部分の対応は、関係者や弁護士と協議して検討したい」と発表した。

平昌オリンピック閉幕 ～日本勢メダル10個獲得

平昌2018パラリンピック冬季競技大会が3月18日に閉幕。同日の閉会式では、パラリンピック旗が下され、次回2022年大会の開催地である中国・北京に引き継がれ、冬季史上最多の49ヵ国・地域から約570選手が参加し、10日間にわたった熱戦に幕を閉じた。

38選手が出場した日本勢が獲得したメダル数は金3個、銀4個、銅3個の合計10個。目標だった前回ソチ大会の6個を上回る結果となり、東京大会へ弾みをつけた。

なかでも活躍したのが村岡選手。初日のアルペンスキー滑降座位で日本人第1号となる銀メダルを獲得。その勢いのままアルペンスキースーパー大回転座位で銅、続いてアルペンスキー複合座位で銅、アルペンスキー大回転座位で金、アルペンスキー回転座位で銀と、今大会は出場した全5種で表彰台に上がり、日本勢で冬季史上最多となる1大会5個のメダルを獲得した。

災害義援金 受領のご報告

このたびは、災害義援金を賜り誠にありがとうございます。
皆様方の暖かいご支援に心より御礼申し上げます。

※ご送金いただきました御名義で掲載しています。

奈良県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 松本倫子様 平成30年3月23日 ¥28,528-

事務局より

①平成30年度全肢連通常総会(全国会長・事務局長会議)出欠の回答について。

3月1日発の回答用紙にご記入の上、**4月10日(火)**までにご提出ください。

②平成30年度さわやかレクリエーション事業実施計画書の提出について。

提出期限は、**原本が4月23日(月)**必着となっております。締切日以降は受付不可となりますのでご注意ください。なお、メール及びFAXでの受付不可。

③平成30年度第51回全国大会参加見込聞取りの回答について

提出期限は**4月9日(月)**までとなっています。概ねの人数でも構いません。

※各締切にご注意ください。詳しくは全肢連事務局まで問合せ願います。

4月の行事予定

13日(金)	平成30年度JKA補助事業説明会	TKPカワフソセクター
14日(土)～15日(日)	九州ブロック連絡協議会会長会議	宮崎市ホテルメリージュ
17日(火)	全肢連第1回常任委員会	東京在宅サービス
20日(金)	全国心身障害児福祉財団父母連絡会	全国財団会議室